

第187回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成30年12月18日(火)
午後1時30分～2時5分
場 所 群馬県庁7階 審議会室

第187回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成30年12月18日(火) 午後1時30分～2時5分

- 2 場 所 群馬県庁7階 審議会室

- 3 出席委員 丸山 和貴、田中 麻里、堀越 恒弘、齋藤 利志子、小山 洋、
石原 康弘(代理 宮崎 勝巳)、浅川 京子(代理 飯島 正)、
茂原 荘一、後藤 克己、井下 泰伸、高橋 正、荒木 恵司、
大塚 利勝

- 4 欠席委員 大澤 昭彦、小林 享

- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 眞庭課長、松井室長、藤城次長、青木次長

- 6 議案

第1号議案 高崎都市計画道路の変更(3・4・62号前橋箕郷2号線の変更)
について

第2号議案 榛名都市計画道路の変更(3・6・1号榛名幹線ほか1路線の変更)
について

第3号議案 太田都市計画道路の変更(3・3・7号太田妻沼線ほか1路線の変更)
について

第4号議案 館林都市計画区域区分の変更(明和入ヶ谷南工業団地地区の決定)
について

- 7 議事概要 別紙のとおり

第187回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第187回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名で、現在12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます

なお、井下委員におかれましては、所用により20分ほど遅れて出席されるとのことで、御了承願います。

今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

つづいて、開会に当たりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第187回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が4件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。田中委員と齋藤委員をお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(藤城次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報

は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。
審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(藤城次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が2名、報道関係者が2名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先ほど事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守してください。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたしますが、よろしいですか。

それでは、ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「高崎都市計画道路の変更（3・4・62号前橋箕郷2号線の変更）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

都市計画課次長の青木と申します。よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案「高崎都市計画道路（3・4・62号前橋箕郷2号線）の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンを御覧ください。本議案は、3・4・62号前橋箕郷2号線の変更を行うものです。

位置関係を御説明します。

図面の、茶色の線は主要地方道、上越新幹線を黒の破線で示しております。それ以外の

緑や赤などの面で塗られている所は用途地域です。

3・4・6 2号前橋箕郷2号線は、主要地方道高崎渋川線バイパス交差点を起点とし旧箕郷町境を終点とする幹線道路で、主要地方道前橋箕郷線の一部であり、今回変更する部分を赤線、変更しない部分を青線で示しています

今回の変更は、図上で黄色の線で示している高崎市決定の3・5・6 8号東国分金古線ひがしこくぶかねこせんの廃止に伴うものであり、変更区間は東国分金古線との交差点部分約210mの区間となります。

スクリーンを御覧ください。

東国分金古線の廃止理由ですが、画面中央の主要地方道高崎渋川線バイパスとの交差点付近の緑色で示したエリアきたやつに北谷遺跡が出土したことから、高崎市としては貴重な歴史資源である北谷遺跡を保存整備する方針としており、現在の都市計画決定通りに道路整備を行った場合、遺跡の保存整備に支障を来すため廃止するものです。

なお、本路線を廃止した場合の周辺道路の交通量に与える影響等について将来道路交通需要予測の推計等から検証を行った結果、本路線の交通量は、整備中の西毛広域幹線道路等に分散されることにより、周辺路線に与える影響が少ないことを確認しております。

添付図面の図-2、又はスクリーンを御覧ください。

この図は、3・4・6 2号前橋箕郷2号線の変更部分を拡大した計画図になります。図では、変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

現在の3・5・6 8号東国分金古線との交差点部分は東国分金古線への右折車線を考慮した17mの幅員ですが、東国分金古線の廃止に伴い、交差点形状から一般部と同じ16mの幅員に変更するものです。

添付図面の図-3、又はスクリーンを御覧ください。

先ほど御説明した、幅員16mの一般部と幅員17mの交差点部の標準断面図を表示しています。

添付図面の図-4、又はスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました、第1号議案につきましては、去る平成30年8月24日から9月7日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成30年10月16日から30日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、高崎市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨回答を頂いております。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

御意見等はないようですので、それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案「榛名都市計画道路の変更(3・6・1号榛名幹線ほか1路線の変更)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

それでは、第2号議案「榛名都市計画道路の変更(3・6・1号榛名幹線ほか1路線の変更)について」御説明いたします。

これから御説明する2号議案の3・6・1号榛名幹線は西毛広域幹線道路の一部を形成する道路ですので、最初に西毛広域幹線道路全体の概要から御説明いたします。

スクリーンを御覧ください。

西毛広域幹線道路は、関越自動車道と上信越自動車道を結び、前橋・高崎・富岡甘楽の3広域市町村圏をつなぐ主要幹線道路です。

前橋市内の国道17号を起点とし、高崎市の国道406号及び安中市の国道18号を経て、富岡市の国道254号バイパスに至るまでを計画し、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」における西毛軸の主軸を担う道路となっております。

都市計画区域としては、前橋、高崎、箕郷、榛名、安中、富岡の都市計画区域にまたがります。

総延長は、約27.8kmであり、現在までの整備状況は、黒線で示した部分は供用開始となっている区間で前橋側の約6.2kmと富岡側の約1.7kmが開通しています。

それ以外の赤で示した約20.0kmの区間が現在整備中の区間となっています。

今回の変更は、『高崎西工区』の事業実施に伴うものであり、国道406号との交差付近約1.0kmの区間であり、図上で赤点線の丸で示している部分となります。

お手元の議案書4ページとあわせて、添付図面の図-5又はスクリーンを御覧ください。位置関係を御説明します。

今回の変更区間の全体の総括図をお示ししています。変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

図面の、紫色の線は国道406号、茶色の線は主要地方道、北陸新幹線を黒の破線で示しております。それ以外の緑や紫などの面で塗られている所は用途地域です。

今回の主要な変更部分ですが、国道406号との交差部分は、西毛広域幹線道路が国道406号の上を通る立体交差になっており、国道406号へのアクセス路であるランプの形状を変更し、またランプの変更に伴い、国道406号との交差点位置が変更となることから、3・4・2号里見幹線についても変更が必要となります。

実際に変更される区間は、榛名幹線が約1,000m、里見幹線が約150mとなります。

添付図面の図-6、又はスクリーンを御覧ください。

この図は、変更部分を拡大した計画図になります。

図では、変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

榛名幹線・里見幹線ともに基本的な線形に変更はありません。

図面中央に表示されているランプの形状について、周辺の土地利用状況を踏まえ、道路完成後の土地利用に配慮し、ランプ内の土地の面積が少なくなるように、また、警察等の関係機関との協議結果も踏まえ、全体的に南側に位置を変更しております。

またランプ形状の変更に伴い、里見幹線へのアクセス位置が変更となり、里見幹線の交差点拡幅区間も南にシフトしたため里見幹線も変更となります。

添付図面の（図－7）又はスクリーンを御覧ください。

榛名幹線の一般部と交差点部の標準断面図を表示しています。

添付図面の図－8、又はスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました、第2号議案につきましては、去る平成30年7月6日から20日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成30年9月11日から25日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、高崎市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨回答を頂いております。

以上で第2号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

（丸山会長）

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

御意見等はないようですので、それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

（丸山会長）

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第3号議案「太田都市計画道路の変更（3・3・7号太田妻沼線おためぬせんほか1路線の変更）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

（青木次長）

それでは、第3号議案「太田都市計画道路（3・3・7号太田妻沼線ほか1路線の変更）の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書7ページとあわせて、添付図面の図－9 又は スクリーンを御覧ください。

本議案は、3・3・7号 太田妻沼線及び3・5・20号 矢場古戸線やばふるとせんの交差点部について変更を行うものです。

位置関係を御説明します。

図面の、紫色の線は国道、茶色の線は主要地方道を示しております。それ以外の緑や赤などの面で塗られている所は用途地域です。

3・3・7号太田妻沼線は、国道407号及び一般県道太田熊谷線で構成されており、太田駅近くの東本町ひがしほんちようを起点に埼玉県境の刀水橋手前とうすいばしを終点とする幹線道路です。

3・5・20号矢場古戸線は、一般県道古戸館林線及び主要地方道足利千代田線等により構成されており、太田市矢場町から太田市古戸町に至る幹線道路です。

今回変更する部分は、赤線で示しており、2つの幹線道路が交わる箇所、古戸交差点の部分となります。

変更区間の延長は、3・3・7号太田妻沼線が約450m、3・5・20号矢場古戸線が約290mとなります。

なお、両方の幹線道路とも、車線数を定めていなかったため、今回の変更と併せて車線数を決定します。

添付図面の図-10、又はスクリーンを御覧ください。

この図は、3・3・7号太田妻沼線及び3・5・20号矢場古戸線の変更部分を拡大した計画図になります。

図では、変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

3・3・7号太田妻沼線の線形が、東側に若干、振れています。また、道路幅員が図示のとおり変更されています。

これは、古戸交差点の交差点形状を見直したことによるものです。

交差点形状の見直し概要について、御説明いたします。

お手元には資料はございませんので、スクリーンを御覧ください。

変更前の交差点形状ですが、古戸交差点と刀水橋北詰交差点、二つの交差点が、連続してあります。

古戸交差点については、3・3・7号太田妻沼線及び3・5・20号矢場古戸線の丁字交差点となっております。

また、刀水橋北詰交差点につきましては、3・3・7号太田妻沼線と、一般県道にいぼり新堀尾島線お及び市道が交差する十字交差点となっております。

古戸交差点と刀水橋北詰交差点が、連続していることから、渋滞を引き起こされることが懸念されます。

続きまして、見直し後の交差点形状ですが、刀水橋北詰交差点については、中央分離帯を設置します。あわせて、一般県道新堀尾島線を古戸交差点に接続することで、交差点を古戸交差点に集約する形状に見直しをしました。

これにより、渋滞が緩和されるとともに、より安全な通行が可能となると考えております。

添付図面の図-11、又はスクリーンを御覧ください。

3・3・7号太田妻沼線の道路幅員を表示しています。

歩道の交通量を踏まえて、歩道幅員を2.5mに見直しており、交差点部の全体幅員が最大31.5mから27.5mに変更しています。

添付図面の図-12、又はスクリーンを御覧ください。

3・5・20号矢場古戸線の道路幅員を表示しています。こちらも同様に歩道の交通量を踏まえて、交差点部の歩道幅員を2.5mに見直しています。

また、丁字路から十字路へ交差点形状を変更したことにより、直進車線が新規に追加されています。

これにより、交差点部の全体幅員が最大27mから26.25mに変更しています。なお、交差点付近については4車線でございますが、3・5・20号矢場古戸線全体では、2車線の延長が長いことから2車線としております。

添付図面の図-13、又はスクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました、第3号議案につきましては、去る平成30年8月3日から17日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、平成30年11月6日から20日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、太田市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨回答を頂いております。

以上で第3号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

御意見等はないようですので、それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続きまして、第4号議案「館林都市計画区域区分の変更（明和入ヶ谷^{めいわいりかやみなみ}南工業団地地区の決定）について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

それでは、第4号議案「館林都市計画区域区分の変更（明和入ヶ谷南工業団地地区の決定について）」御説明いたします。

第4号議案は、市街化調整区域から市街化区域への編入、いわゆる線引きの見直しとなります。

新たに市街化区域に編入できる区域は都市計画法第7条により、「すでに市街地を形成している区域」と「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類となります。

今回の議案は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とし

て、市街化区域に編入するものです。

お手元の議案書11ページとあわせて、添付図面の図-14又はスクリーンを御覧ください。

位置関係を御説明します。

図面の紫色の線が国道、茶色の線が県道を示しております。それ以外の緑や赤などの面で塗られている所は用途地域となります。

今回、区域区分を変更する箇所は、1箇所でございます。

総括図の中央に「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域が、「明和入ヶ谷南工業団地地区」でございます。

国道122号及び国道354号とも近接しており、東北自動車道の館林インターチェンジからも約8kmの位置にあることから、交通便利性の高い区域となっています。

明和町土地開発公社による造成を予定しており、工業系土地利用を目的として市街化区域へ編入する、面積約14.7haの区域となります。

それでは、お手元の議案書12ページ又はスクリーンを御覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。

「館林都市計画区域区分を次のように変更する」

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」ですが、「計画図表示のとおり」とありますが、先ほど、図-14総括図の赤い枠で囲みました区域を市街化区域に変更します。詳細は、後ほど、御説明させていただきます。

「2. 人口フレーム」ですが、明和入ヶ谷南工業団地地区につきましては、新たに整備する住居系の市街化区域への編入ではなく、産業用地としての市街化区域の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

議案書13ページ又はスクリーンを御覧ください。

区域区分の変更の「理由」が記してございますが、今回、明和町土地開発公社による工業団地造成が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

スクリーンを御覧ください。

館林都市計画区域が含まれる「東毛広域都市計画圏 都市計画区域マスタープラン」の産業拠点を示した都市構造図です。

表で示しているとおり、本地区は『館林都市計画区域の既存の工業団地及び周辺』として位置づけられています。

今回、上位計画とも整合した計画的な市街地整備として、市街化区域に編入するものです。

それでは、拡大して詳細に御説明させていただきます。

お手元の添付図面の図-15又はスクリーンを御覧ください。

区域をお示しする計画図です。明和入ヶ谷南工業団地地区として今回、市街化区域に編入する区域約14.7haを、赤い線で囲ってお示ししております。

既存工業団地を北側に拡張するもので、谷田川及び道路に囲まれており、また、集落とも接しております。

次に、お手元の添付図面の図-16又はスクリーンを御覧ください。

この図は、明和町が策定を進める用途地域になります。

地域中央の点線は、現在、明和町が進めている道路整備事業を図示したものです。

この道路から北側の区域、集落と接する区域については、準工業地域とし、道路から南側の区域、既存の工業団地に接するところは、工業専用地域とする予定となっております。

集落と接する区域を、準工業地域とすることで、環境を悪化させるおそれがある工場や火薬、石油類などの危険物の貯蔵等が多い施設の立地を制限し、周辺環境への配慮をしております。

お手元の添付図面の図－17 又は スクリーンを御覧ください。

こちらは、土地利用計画図になります。

灰色の線状に表示したものが道路、緑で表示した部分が緑地、濃い水色で表示した箇所が区域内の雨水排水の流出増対策の調整池となっており、緑枠で表示した部分は、既存の施設であり、民間の資材置き場と民間の倉庫となります。

その他の黄色で着色されたエリアに、工場敷地が配置される計画となっております。また、北側の既存住宅と隣接する地区には、特に緑地や調整池を設置するなどして、周辺環境にも十分配慮した計画となっております。

なお、区域内に住宅が一軒ありますが、こちらは、近隣への移転を予定しており、地権者の了解も得ております。

添付図面の図－18 又は スクリーンを御覧ください。

ただいま御説明しました、第4号議案につきましても、去る平成30年8月3日から17日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、平成30年11月6日から20日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、明和町からは既に、今回の市街化区域編入について「異存ない」旨回答を頂いております。

以上で第4号議案の説明を終わりにします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

御意見等はないようですので、それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(眞庭課長)

次回、第188回審議会の開催についてですが、現在の予定としては、平成31年度第1回定例県議会終了後、3月中旬頃に調整させていただきと考えております。具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。
その他、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。
委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：14：05)

(議事録署名人)
